

関原発 第208号  
2022年 7月 1日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森 望

高浜発電所第1号機SA時用所内直流電源設備設置工事に係る  
使用前確認申請書の記載内容変更について

2022年6月16日付け関原発第148号で申請しました高浜発電所第1号機SA時用所内直流電源設備設置工事に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書

高浜発電所第1号機

使用前確認申請書番号

関原発第148号(2022年6月16日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前確認申請書

(変更前)

2022年6月16日付け関原発第148号の申請書記載事項

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名 称 関西電力株式会社 住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 <u>森本 孝</u>
申請に係る発電用原子炉施設の概要	高浜発電所第1号機 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 その他の電源装置(非常用のものに限る。)

(下線は変更部分)

(変更後)

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名 称 関西電力株式会社 住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 <u>森 望</u>
申請に係る発電用原子炉施設の概要	高浜発電所第1号機 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 その他の電源装置(非常用のものに限る。) <u>電力貯蔵装置</u>

(下線は変更部分)

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書

変更資料のとおり

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

2. 4 添付資料-3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

添付資料のとおり

#### 変更理由

2022年6月28日付けをもって当社執行役社長が交代したため、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」の代表者の氏名を変更する。

併せて、記載の適正化に伴い「申請に係る発電用原子炉施設の概要」、「工事の工程に関する説明書」、「施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書」を変更する。

#### <添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

「施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2022年6月16日付け関原発第148号の申請書記載事項

添付資料-1

工事の工程に関する説明書

項目	年月	2022年		2023年
		7月	8月	5月
発電用原子炉施設に係るもの				
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 その他の電源装置（非常用 のものに限る。）				

(変更後)

添付資料－ 1

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2022年		2023年
	7月	8月	5月
発電用原子炉施設に係るもの	工事期間		
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 その他の電源装置（非常用 のものに限る。） <u>電力貯蔵装置</u>	使用前事業者検査（表7）		
	使用前事業者検査（表9）		

(下線は変更部分)

(変更前)

2022年6月16日付け関原発第148号の申請書記載事項

添付資料－3

施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は、法第43条の3の9第1項の規定に基づく設計及び工事の計画における、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」等に従い、原子炉施設の安全上の重要性に応じ、下表「グレードの区分」に従い管理を行う。

重要度		グレードの区分
原子炉施設	○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ○クラス3の設備及びその他設備のうち、発電への影響度区分が「その故障がプラント稼働にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス
	○上記以外の設備に係る工事	Cクラス
原子炉施設のうち 重大事故等 対処施設	○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備（常設設備）	SA常設
	○重大事故等対処設備（可搬設備）	SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設のうち、重要度が高い機器としてSA常設の機器があり、別紙－1にその一覧を示す。

## グレード区分 S A常設の機器一覧

発電用原子炉施設の種類	機器の名称
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 その他の電源装置（非常用の ものに限る。）	蓄電池（3系統目）
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 技術基準要求設備	充電器（3系統目蓄電池用）

(変更後)

添付資料－ 3

施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は、法第43条の3の9第1項の規定に基づく設計及び工事の計画における、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」等に従い、原子炉施設の安全上の重要性に応じ、下表「グレードの区分」に従い管理を行う。

重要度		グレードの区分
原子炉施設	○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ○クラス3の設備及びその他設備のうち、発電への影響度区分が「その故障がプラント稼働にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス
	○上記以外の設備に係る工事	Cクラス
原子炉施設のうち 重大事故等 対処施設	○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備（常設設備）	S A 常設
	○重大事故等対処設備（可搬設備）	S A 可搬（工事等含む） 又は S A 可搬（購入のみ）

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設のうち、重要度が高い機器としてS A 常設の機器があり、別紙－ 1 にその一覧を示す。

## グレード区分 SA常設の機器一覧

発電用原子炉施設の種類	機器の名称
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 その他の電源装置（非常用の ものに限る。） <u>電力貯蔵装置</u>	蓄電池（3系統目）
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 技術基準要求設備	充電器（3系統目蓄電池用）

(下線は変更部分)